

## 岐路に立つ日韓関係 —これからどうすればいいか—

小此木政夫（慶應義塾大学名誉教授）

### 韓国併合という禍根—なぜ歴史摩擦は終わらないか

日韓歴史摩擦とは、双方のアイデンティティの衝突である。アイデンティティとは、言語、文化、宗教、歴史、エスニシティなどによる自己認識（自分は何者か？／自画像）であり、他者の承認を得ることによって安定する（承認願望を伴う）。したがって、F. フクヤマが説くように、「アイデンティティの政治」とは、利害や理性の政治ではなく、「尊厳の政治」（「人はパンのみにて生きるものにあらず」）であり、それが認められない場合の「憤怒の政治」である。また、A. D. スミスが指摘するように、ナショナル・アイデンティティの確立はナショナリズム運動の中心的な目標の一つである。

このような観点から見れば、日本人と韓国人は本当に歴史的な事実を究明するために争ってきたのだろうかという疑問が生じる。それよりも自己の歴史的な自画像を守るために、すなわち自己の尊厳を守るために争ってきたのではないか。

いずれにせよ、アイデンティティ政治の観点から見れば、近代日韓関係の最大の禍根（失敗）は、日露戦争後に日本が韓国を「併合」したことである。「保護」政治にはアイデンティティを尊重する意味合いがあるが、「併合」政治はアイデンティティの剥奪でしかなかった。ここで双方の近代的な自画像を確認すれば、次のようになるだろう。

- ・日本人の自画像／戊辰戦争、明治維新そして西南戦争を経て国民国家の形成と近代化に成功し、日清・日露戦争に勝利してアジアの盟主になった／その背景に地政学的な不安
  - \*清仏戦争 84 以来、中国が朝鮮を列強に奪われる事態を懸念→日本の保護国に／勢力圏確立
  - \*安倍首相の戦後 70 年談話は日露戦争の肯定的側面にのみ言及し、韓国併合には言及せず
- ・韓国人の自画像／日本の計画的な侵略の犠牲になり、過酷な支配に勇敢に抵抗して独立を勝ち取った—義兵闘争、3・1 運動、上海臨時政府、満州武装闘争など
  - \*被害者ナショナリズム／日本統治が過酷であるほど、韓国人の抵抗は英雄的になる
  - \*徴用工や慰安婦問題は植民地統治よりも日中・太平洋戦争当時の戦時動員である
- ・併合条約 10.8／韓国皇帝は「韓国全部に関する一切の統治権を完全かつ永久に譲与する」
  - \*背景に日清戦争後の外交失敗／三国干渉、閔妃暗殺 95、露館播遷 96→ロシアの脅威の拡大
  - 露清密約（東清鉄道）、旅順・大連の租借、南部支線施設権 98、義和団事件→日露戦争 04-05
  - \*韓国併合は「異常な植民地化」（三谷）／家産制国家論による隣国の併合、山縣らの武断主義
- ・明治日本の対外政策としては、英国モデル、すなわち大陸への「不介入」政策（海軍建設＋限定的な韓国支援）が正しかった／韓国人のロシアへの抵抗を後方から支援する
  - \*日露戦争で獲得したロシア権益（関東州、南満州鉄道）が国策を誤らせた→満州事変
- ・歴史的な事実の究明は必ずしも「尊厳の尊重」を意味しない。日韓歴史共同研究（第一次）は、認識一致ではなく、学問と政治を分離するための試みであった→失敗／論争の場

### 冷戦下の国交正常化—1965年体制

戦後 20 年もの間、日韓には国交が存在しなかった（激しい感情の衝突）／戦争終結後 6 年間の空白と 14 年間に及ぶ困難な交渉（1951.10-65.6）を経て、1965 年 12 月に日韓は 35 年間の日本の韓国統治を法律的に清算して、国家関係を正常化した。新しい条約体制は、主要文書だけで

も、基本関係条約、財産・請求権並びに経済協力、漁業、在日韓国人の法的地位、文化財引き渡し協定、および紛争解決に関する交換公文を必要とした。しかし、それらの文書のどこにも、日本側の謝罪表明は存在しなかった。冷戦下の日韓国交正常化は韓国の経済発展を可能にし、日韓の安全保障に貢献したが、アイデンティティ政治の観点から見れば、謝罪のない国交正常化を可能にし、それが将来に禍根を残した

#### <サンフランシスコ講和会議>51.9

- ・第2条／日本は「朝鮮の独立を承認して…すべての権利、権原及び請求権を放棄」
- ・第4条／これら地域の「請求権」は「(施政当局間の) 特別取極の主題」とする

#### <第1次～第7次日韓会談>

- ・第1次本会談 52.2-4／韓国統治に関する巨大な認識ギャップ→旧条約の有効性論争
  - \*韓) 併合条約は「無効」／当初から無効であったとの「強い信念・国民感情」(兪鎮午)、請求権8項目提示(地金・地銀の返還、被徴用韓人の未収金など)
  - \*日) 併合条約は「合法」／「国家の併合は国際法上認められている」→米軍政府の管理財産処分後も、日本側の私有財産請求権は残存する
  - \*米) 「在韓日本財産は消滅したが、その事実は在日韓国財産の処理と関連する」(口上書 52.4)
- ・第3次会談 53.10-請求権委員会での久保田(首席代表) 発言 10.15／「対韓請求権は放棄していない」「総督府政治には良い面もあった」(例えば植林、鉄道、港湾、水田)「カイロ宣言は戦争中の興奮状態で書かれたもの」→長期(5年半) 中断と日本漁船拿捕
  - \*旧世代／国内開発の感覚→罪悪感なし(むしろ善意／恩恵)→植民地近代化論争
- ・第5次会談 60.10-／学生革命後、張勉政権に経済協力方式(請求権の相互放棄)を示唆
- ・第6次会談 61.10-／クーデタ後、池田・朴正熙会談 61.11→経済協力の規模に関心
- ・大平・金鍾泌会談 62.10-11／無償供与3億ドル、低利借款2億ドル、民間信用供与1億ドル→民政移管(大統領選挙、総選挙 63.10-11)のために約1年間交渉中断／再開 64.3→韓国国内で反対闘争の高揚／非常戒厳令 64.6→6.3世代
- ・第7次会談 64.12-／椎名訪韓、基本条約の仮調印 65.2→条約・諸協定の調印 65.6

#### <基本関係>

- ・旧条約は「無効」とする→いつから無効か?／「もはや無効」=二重解釈に合意
- ・「遺憾と反省」／椎名外相の到着声明 65.2→「両国間の長い歴史の中に不幸な時期があったことは誠に遺憾であり、深く反省」／李外相との共同声明でも繰り返す

#### <請求権>

- ・請求権協定／「財産および請求権問題の解決ならびに経済協力に関する協定」 65.6.22
  - 第1条／経済協力→3億ドルの無償供与、2億ドルの低利貸付、10年分割で提供
  - 第2条／「両締約国およびその国民(法人を含む)の財産、権利および利益ならびに請求権に関する問題が……完全かつ最終的に解決された」
  - 第2条第3項／「同日(1945.8.15)以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることはできない」
  - \*「完全かつ最終的に解決」の意味／「日韓が国家として持つ外交保護権を相互に放棄した」「個人の請求権を国内法的な意味で消滅させたものではない」柳井答弁 91.8→人道的救済(基金)

#### <経済協力>

- ・椎名／「請求権と経済協力協定は全く別のもの」→「韓国の独立に対するお祝い金だ」
  - \*第1条付記／「供与および貸付は大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない」

- ・経済協力はインフラ・工業化資金として使用された→発電用ダム、高速道路、製鉄所 etc.
- ・「漢江の奇跡」 / 3 要素 / ①輸出指向型発展戦略 + ②請求権資金 + ③ベトナム特需  
第 2-3 次 5 カ年経済計画 (67-76) → 重化学工業化宣言 73. 1
- \* 「対日民間請求権補償に関する法律」 74. 12 → 無償供与の 3. 6% (約 95 億ウォン) を支払 / 日本側は黙認 (請求権の相互放棄) → JP の回想
- \* 韓日会談文書公開後統対策関連民官共同委員会の見解 05. 8 / 「無償 3 億ドルには…強制動員被害補償問題解決の資金等が包括的に勘案されているとみるべき」

< 65 年体制とは何か >

- ・ ①旧条約の「もはや無効」 + ②請求権の相互放棄と経済協力による関係正常化
  - ・ ①経済発展 5 カ年計画のための資金調達と ②謝罪なしの国交正常化  
\* 新冷戦の時代にも、経済協力方式は「40 億ドル借款」で再現された / 中曽根訪韓 83. 1
  - ・ 韓国内の激しい反対運動 (学生、野党、新聞) / 戒厳令 64. 6、衛戍令 65. 8、単独可決 65. 8
- < 冷戦下の国交正常化 / その限界 >
- ・ 妥協の背景 / ①安全保障上の必要性、②韓国経済発展の必要性、③米国の強い要請 / ケネディ政権のベトナム介入、④軍事政権のリアリズム (反日 < 反共と建設)
  - ・ しかし、「謝罪なき正常化」は併合条約の合法・不法論争を温存し、それが基本条約や請求権協定に対する不信の源泉になった。

### 短命に終わった 1998 体制—小渕・金大中共同宣言

韓国民主化と冷戦終結の衝撃の下で、河野談話、村山談話に続いて、1998 年 10 月の金大中・小渕共同宣言によって、日本は 65 年体制を政治的に修正して、過去の植民地支配に対する反省と謝罪の意思を明確に表明し、アジア助成基金などの人道的救済措置に応じた。これが 98 年体制と呼ばれるものである。それ以後、2004 年までに日本大衆文化の段階開放、W杯共同開催、韓流ブームなどが続き、歴史和解への期待が高まった。興味深いことに、それは 2002 年 9 月の小泉訪朝と日朝平壤宣言にも明確に反映された。事実、日本と北朝鮮は経済協力方式 (請求権の相互放棄 + 経済協力) による早期国交正常化に合意し、日本は植民地支配に対する「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」を表明したのである。→ < 条約・協定 + 謝罪表明 + 人道的救済 >

- ・ 冷戦終結 (ベルリンの壁の崩壊) → ヨーロッパ / ドイツ統一、戦後和解、欧州統合  
日本も「国際協調・歴史和解」外交で対応 → 65 年体制の政治的な修正
- \* 河野談話 93.8 / 慰安婦「日本軍の直接・間接的関与」を認定 → 「反省とお詫び」表明
- \* アジア女性基金 95.7-07.3 / 民間から「償い金」を募金し、政府が医療、福祉などを支援
- \* 村山談話 95.8 / 「植民地支配と侵略」に「反省とお詫び」を表明 / ただし、併合条約は有効 → 「もはや無効」は維持 / 「不当合法」論
- ・ 小渕・金大中「パートナーシップ」共同宣言 / 両国の現職の最高指導者が 2 国間の共同宣言として確認、にも合意
- \* 小渕の「反省とお詫び」表明を金大中が「真摯に受け止め、評価」し → 「和解と善隣に基づく未来志向の関係を発展させる」ことを約束した → 「21 世紀に向けた行動計画」を採択
- \* 98-04 日本大衆文化の段階開放、W杯共同開催、韓流ブーム → 歴史和解への期待
- ・ 小泉訪韓 01.10 / 新たな戦没者追悼・平和祈念施設の検討、日韓歴史共同研究の推進
- ・ 盧武鉉政権 03.2 / 初めての進歩単独政権 → 小泉訪朝 02.9 と日朝交渉を歓迎
- \* 「(歴史問題を) 公式には提起しない」 04.7 → 反転 / 島根県「竹島の日」条例 05.2-

- ・進歩政権の歴史観（盧武鉉の3・1節演説05.3）／「歴史清算の普遍的方式」は＜真相究明→謝罪・反省→賠償→和解＞である→65年条約と98年宣言の否定／和解の挫折
  - \*進歩勢力は30周年（1995年）頃から日韓条約の廃棄・再交渉を要求（朴元淳、姜昌一）
- ・菅直人首相の併合100年談話10.8／3・1独立運動に言及し、植民地支配が韓国の人々の「意に反して」いたことを認定／仙谷主導

### 韓国司法の政治介入—法律主義と道徳主義の挑戦

伝統的な政治文化の復活？／儒教的な政治監視の伝統？（モラリズム／道徳の強制）／司憲府、司諫院、弘文館／民主化による復活？→司法積極主義に変身／慰安婦、徴用工判決で行政府を拘束／憲法裁や最高裁の判決は外交的合意（「もはや無効」）の破棄命令→65年、98年体制の拒絶

\*日本近世の「武家諸法度」とは対照的／「喧嘩両成敗」（非理念的な紛争処理）

▼李明博大統領（2008年2月～13年2月）／ビジネスマン出身であり、反日的ではなかった。①憲法裁判所・大法院の判決、②後半期のスキャンダル→対日批判

2011.8 憲法裁、慰安婦問題で外交通商部の「不作為」／外交保護義務を認定

12 李明博・野田佳彦、慰安婦問題で激論（京都）

2012.5 大法院、元徴用工の個人請求権も外交保護権も消滅せず

\*植民地支配の不法性／日本の判決は「韓国憲法の核心的価値と衝突する」

7 差し戻し審／ソウル・釜山高裁、新日鉄住金・三菱重工に賠償命令→上告

8 李大統領が竹島に上陸／天皇訪韓についての発言も

▼朴槿恵大統領（2013年2月～17年3月）／外交による解決の模索→裁判にブレーキを掛けつつ、対日歴史批判を展開

2015.12 慰安婦問題で合意（「和解・癒し」財団設立）／一部元慰安婦の訴訟16.1

▼文在寅大統領（2017年5月～）／司法権独立を擁護→金命洙大法院長任命／裁判の遅延は保守政権による「積弊」の一部／梁承泰・前大法院長を逮捕19.1

2018.8 大法院、新日鉄住金（日本製鉄）差し戻し審を開始

10 大法院、新日鉄住金に損害賠償命令10.30／三菱重工11.29 不二越01.30

11 慰安婦合意に基づく「和解・癒し」財団解散を発表／19.7.3 手続き完了

\*元慰安婦47人中34人に1億ウォン支給、残余金約5億円

2019.1 新日鉄住金の資産差し押さえ許可1.3／ポスコとの合弁会社PNRの株式  
日本政府、請求権協定に基づく協議要請1.9→仲裁委員会の設置要請5.20

5 原告側、日本製鉄19.4と不二越の差し押さえ資産（株式）の売却申請

6 趙世映次官来日6.16-17?／外交部案「日韓両国の企業が自発的な資金によって財源を造成し、確定判決の被害者らに慰謝料の該当額を支給することにより、当事者間の和解がなされることが望ましい」（6.19発表）→日本側、韓国案を拒否し、仲裁委員を指名する第三国選定を要求

2021.1 ソウル中央地裁、日本政府に元慰安婦への賠償命令

4 ソウル中央地裁、原告の訴えを棄却／主権免除認定

### 進歩ナショナリズムの復権—文在寅政権

文在寅政権17／進歩勢力＝反独裁・民主化勢力、統一勢力の自負、金九路線（南北協商）の復権→南々葛藤の深刻化／軍事勢力＝分断勢力、親日勢力

- \*集合的記憶＝被害者ナショナリズム／独立運動（臨時政府）、反託運動、学生革命（反李承晩）、民主化闘争（反朴正熙）、光州義挙（反全斗煥）、ろうそくデモ／日韓条約反対闘争？
- ・進歩ナショナリズムの歴史観／文在寅の3・1節100周年演説→金九路線の復活
  - (1)「親日残滓の清算」／「親日」を反省、独立運動家を「礼遇」、それが「正義」
  - (2)3・1独立運動の継承／4・19革命、5・18義挙、6・10抗争→「ろうそく革命」
  - (3)「新韓半島体制」／恒久的な平和体制、南北経済協力、米朝・日朝正常化
- ・進歩政権の「移行期正義」／朴槿恵政権の司法介入も「積弊清算」の対象
  - (1)三権分立の尊重／司法の政治監視（モラリズム）を容認
  - (2)被害者中心主義／原理主義的な運動団体の意思尊重→慰安婦財団を解散
- ・対北政策をめぐる日韓摩擦／文政権の米朝仲介外交（板門店と平壤での南北首脳会談→シンガポールとハノイでの米朝首脳会談）←安倍はトランプとの親密な関係で抵抗

### 安倍政権の反撃／65年体制の死守

安倍首相は保守的な国家観・歴史観をもつ政治指導者であり、朴槿恵大統領と歴史論争（靖国参拝、訪米外交、70年談話）を繰り返したが、2015年末（日韓条約50周年）に不承不承に慰安婦問題で合意した。それにもかかわらず、文在寅大統領の就任後、韓国大法院による元徴用工判決（原告勝訴）や文在寅政権による慰安婦財団の解散などが再び事態を深刻化させた。日韓基本条約や請求権協定が空洞化し、65年体制が崩壊するとの危機感を背景にして、大阪サミット（6.28-29）後、参議院選公示（7.4）前に反撃するとの決意を固めた。

- ・河野外相の事前警告／「旧朝鮮半島出身労働者に関する大法院の判決は、両国及び両国間の財産・請求権に関する問題が『完全かつ最終的に解決』されたことを確認した日韓請求権協定に明らかに反し、1965年以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものである」（書面インタビュー、東亜日報 19.6.26）
- ・経産省「韓国向け輸出管理の運用の見直し」7.1の発表／
  - (1)特定3品目の包括輸出許可から個別輸出許可への切り替え／通達→7月4日からフッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素に適用
  - (2)輸出管理上のカテゴリー見直し→韓国を「ホワイト国」から除外するための手続きを開始→8.2に閣議決定、8.7政令公布、8.28施行
- ・経産省の説明／「日韓間の信頼関係が著しく損なわれた」、加えて「大韓民国に関する輸出管理めぐり不適切な事案が発生した」
- ・安倍首相は「政治」を語る／「徴用工問題は歴史問題ではなく、国際法上の国と国の約束を守るかどうかだ」（7.3党首討論）→事実上の経済制裁／韓国側はGSOMIA破棄で対抗
- ・安倍記者会見 7.22／「最大の問題は国家間の約束を守るかどうかだ。信頼の問題だ」
  - \*輸出管理政策とのリンケージに韓国が早期に屈服するとの想定だった？
- ・功罪／①一線を引いて、65/98年体制を守る、②分断政策でサプライ・チェーンを遮断

### 新しい時代の日韓関係—その輪郭

アイデンティティ政治の観点から見れば、今日の葛藤に満ちた日韓関係の根本的な原因が韓国併合の歴史や謝罪を欠いた国交正常化に起因することは明らかである。日本人はそのことを銘記しなければならない。しかし、ジョージ・ケナンの警告を持ち出すまでもなく、国際政治や外交を法律主義や道徳主義で律することは不可能であり、賢明でもない。日本の明治の指導者たちが抱

いた「地政学的な不安」を法律や道徳で裁くことが可能だろうか。日韓条約や請求権協定が不当だからと言って、1960年代後半からの韓国の経済成長を取り消すことができるだろうか。必要なのは、リアリズムとアイディアリズムの均衡であり、それについての政策的な議論である。

・事実、韓国司法の政治介入は文在寅政権にとっても負担になってきたようだ。1月中旬の新年記者会見で、文在寅大統領は慰安婦問題訴訟に関するソウル中央地裁の原告勝訴判決（1月）に対して「少し困惑した」と語っただけでなく、2015年12月の慰安婦合意が「政府間の公式合意」であることを認め、さらには徴用工裁判でも「現金化」を回避する方針を示した。また、ソウル中央地裁が4月に別の元慰安婦の訴訟を却下したことも注目される。

・今後の政治日程を考えれば、日韓関係の短期的な改善は容易ではない。これから1年の間に、コロナ・ウイルスへの感染対策、東京オリンピック（7月）、日本の自民党総裁選挙（9月）と衆議院解散（10月まで）、そして韓国大統領選挙（来年3月）が予定されている。そのようななかで、日韓双方の指導者は外交的な難問の解決に取り組む余裕があるだろうか。しかも、双方の国民の間でも、相手側に対する好感度が著しく低下している。本格的な外交交渉は日韓の次期政権に委ねられることになるかもしれない。

・最近、韓国全経連傘下の韓国経済研究院がモノリサーチに依頼した世論調査によれば、日韓とも、相手側に対して好意を感じないと答えた者がそれぞれ42.8%と48.1%に達するが、中立的と答えた者が35.2%と37.0%に達した。また、「両国政府が協力関係の構築のために努力すべきだ」と答えた者が日本側64.7%、韓国側78.0%に達した。感情的な軋轢にもかかわらず、一般国民は依然として穏健であり、「健全な常識」を失っていない。

・今後の日韓関係の輪郭を考える上では、以下のような要素が重要になるだろう――

- ① 対等な競争関係／先進的なIT技術、エンタテインメント産業の隆盛（音楽、映画）、1人当たりGDPや国防費の上昇などが、日本との比較において、韓国人に自信を与えている。過酷な過去の記憶を克服して、韓国人は新しいアイデンティティを形成しつつある。幸いなことに、多くの日本人、とりわけ若い世代の日本人は、それを無理なく承認し、受け入れている。新しいアイデンティティの誕生と日韓の世代交代が不幸な歴史を克服することに貢献するだろう。「良きライバルが切磋琢磨し、良き友人である」関係が日韓関係の理想である。
- ② 国際システムの変化／バイデン政権の出帆は新たな国際システムの変動を予感させるものである。新しい冷戦ではないものの、中国との深刻な体制競争が長期化し、同盟国や友好国の結束が要求されるだろう。すでにFOIPだけでなく、QUAD、そして日米韓三国の連携強化が表面化している。また、それらの努力と並行して、米朝間の非核化交渉が実務レベルで開始されそうである。最も注目されるのは、明年3月の韓国大統領選挙である。いずれにせよ、新しい国際システムの形成が日韓関係の変化を促進しそうである。
- ③ 戦略共有の可能性／日韓両国は米中対立の狭間にあって、基本的価値（民主主義、市場経済、自由と人権）を共有するミドルパワーである。大国意識を持たない日韓はミドルパワーの戦略を共有することが可能である。昨年9月の菅首相との電話会談で、文在寅大統領は日韓が「基本的価値と戦略的利益を共有する最も近い友人」であることを強調した。日韓に戦略共有が定着すれば、それが日本人と韓国人に意識共有を促進するだろう。
- ④ 再出発の土台／長期にわたる日韓関係の悪化が正常化のための土台を整えていると解釈することも可能である。過去に日韓双方の一般国民が歓迎し、リアリズムとアイディアリズムが均衡する98年体制、すなわち金大中・小渕共同宣言が再出発の土台になるのではないか。それを復活させるための儀式が必要になる。